

社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程

(平成14年3月22日訓令第8号)

改正 平成14年 7月 5日訓令第11号
平成17年 5月27日訓令第 7号
平成23年 5月26日訓令第10号
平成28年12月22日訓令第 8号
平成29年12月26日訓令第11号
平成31年 3月28日訓令第 5号
令和 5年12月21日訓令第 5号
令和 6年 3月28日訓令第 2号
令和 7年 1月 9日訓令第 2号
令和 7年 3月27日規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（以下「事業団」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「一般職役員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であつて、別表の職にある者をいう。

(報酬)

第3条 理事長並びに事業団の業務執行のために必要な会議等へ出席した事業団の役員等には別表1の報酬を支給する。ただし、役員等のうち倉敷市副市長、一般職役員及び事業団職員には報酬を支給しない。

2 理事長の報酬は、理事長就任の日から退任の日まで支給し、支払方法については職員の例による。

3 理事長には、第1項に規定する報酬のほか、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団特別雇用職員就業規程（平成13年訓令第4号）に規定する通勤手当及び管理職員特別勤務手当に相当する額を支給する。

4 理事長以外の役員等の報酬は、会議に出席の都度、現金で支給する。ただし、同一日に複数回会議が開催された場合は、2回目以降の会議の出席に対する報酬は支給しない。

5 第1項に規定する報酬について、会議が倉敷市議会の開催日に行なわれる場合は、役員のうち倉敷市議会議員である者には、支給しない。

6 理事及び監事に支給する各年度の報酬総額の上限は別表2のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 事業団の役員等が、公務のため旅行したときは、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団職員就業規則（昭和47年規則第3号）第35条第4項に定める額の費用を弁償す

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

- 2 倉敷市総合福祉事業団役員費用弁償規程(昭和47年訓令第1号)は、廃止する。
- 3 倉敷市総合福祉事業団第三者委員報酬及び費用弁償規程(平成14年訓令第2号)は、廃止する。

附 則(平成14年7月5日訓令第11号)

この規程は、理事会の議決の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則(平成17年5月27日訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、定款改正の認可の日から施行する。

(関係規程の廃止)

- 2 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団常務理事報酬等支給規程(昭和57年4月27日訓令第1号)は廃止する。

附 則(平成23年5月26日訓令第10号)

この規程は、議決の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月22日訓令第8号)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則(平成29年12月26日訓令第11号)

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月28日訓令第5号)

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和5年12月21日訓令第5号)

この規程は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月28日訓令第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。

附 則(令和7年1月9日訓令第2号)

この規程は、令和7年1月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月27日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	報 酬 の 額	費 用 弁 償 の 額
理 事 長	月額 310,200円 (ただし、無年金期間がある年度については 359,700円。)	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団旅費 規程（昭和47年訓令第7号）第8条に 定める額
理 事	日額 7,100円	同 上
監 事	日額 7,100円	同 上
評 議 員	日額 7,100円	同 上
評議員選任 ・解任委員	日額 7,100円	同 上
第三者委員	日額 7,100円	同 上
施設等運営委員	日額 7,100円	同 上

別表 2

区 分	報酬総額の上限	備 考
理 事	4,500,000円	理事長の報酬を含む
監 事	100,000円	